

福島ロボットテストフィールド施設使用約款

福島国際研究教育機構

令和七年四月一日

(位置)

第一条 テストフィールドは、南相馬市原町区萱浜字新赤沼八十三番に置く。

(構成)

第二条 テストフィールドは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- 一 研究棟
- 二 滑走路
- 三 滑走路附属格納庫
- 四 通信塔
- 五 緩衝ネット付飛行場
- 六 ヘリポート
- 七 連続稼働耐久試験棟
- 八 風洞棟
- 九 試験用橋梁
- 十 試験用トンネル
- 十一 試験用プラント
- 十二 市街地フィールド
- 十三 瓦礫・土砂崩落フィールド
- 十四 水没市街地フィールド
- 十五 屋内水槽試験棟
- 十六 試験準備棟
- 十七 簡易計測室A
- 十八 簡易計測室B

2 テストフィールドに附属施設を置き、その名称及び位置は、次の表に掲げるものとする。

名称	位置
通信塔（小高）	南相馬市小高区井田川字南新田七百五十七番一
滑走路（浪江）、滑走路附属格納庫（浪江）	双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂八十九番

(管理業務の実施者による管理)

第三条 テストフィールドの管理は、機構が委託した法人（以下「管理業務の実施者」という。）に行わせるものとする。

(休館日)

第四条 テストフィールドの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 管理業務の実施者は、必要があると認めるときは、あらかじめ機構の承認を得て、テストフィールドの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。
- 3 前二項の規定は、同項の休館日に第六条第一項の規定による承認を受けた者がテストフィールドの施設及び附属設備のうち別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用することを妨げるものではない。

（開館時間）

第五条 テストフィールドの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の使用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 研究棟のうち研究室、保管庫及び貸出倉庫 午前零時から午後十二時まで
 - 二 第二条に規定する施設のうち前号の研究棟以外の施設 午前九時から午後九時まで
- 3 管理業務の実施者は、必要があると認めるときは、あらかじめ機構の承認を得て、臨時に前二項に規定する開館時間又は使用時間を変更することができる。

（使用の承認）

第六条 テストフィールドの施設等を使用しようとする者は、管理業務の実施者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 管理業務の実施者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。
 - 一 テストフィールドにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の趣旨及び目的に反するとき。
- 3 管理業務の実施者は、第一項の承認にテストフィールドの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の承認の申請の手続等）

第七条 前条第一項前段の承認を受けようとする者は、管理業務の実施者が指定する福島ロボットテストフィールド使用承認申請書（第十五条において「承認申請書」という。）を管理業務の実施者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、使用を開始する日の属する年度の前年度一月から受け付けるものとする。ただし、管理業務の実施者が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 管理業務の実施者は、前条第一項前段の承認をしたときは、当該承認をした者に対し、福島ロボットテストフィールド使用承認書（次条及び第九条において「承認書」という。）を交付するものとする。
- 4 管理業務の実施者は、前条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認事項の変更の手続等）

第八条 第六条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、管理業務の実施者が指定する福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書（第十条において「変更承認申

請書」という。)に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて管理業務の実施者に提出しなければならない。

- 2 管理業務の実施者は、第六条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、福島ロボットテストフィールド使用変更承認書(次条において「変更承認書」という。)を交付するものとする。
- 3 管理業務の実施者は、第六条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(承認書の携帯等)

第九条 第六条第一項前段の規定による承認を受けた者及び同項後段の規定による変更の承認を受けた者(以下これらを「使用者」という。)は、施設等を使用するときは、同項前段の規定による承認を受けた者は承認書を、同項後段の規定による変更の承認を受けた者は変更承認書を携帯し、管理業務の実施者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第十条 管理業務の実施者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- 一 この約款の規定に違反したとき。
 - 二 第六条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第六条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正な手段により第六条第一項の承認を受けたとき。
- 2 管理業務の実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、第六条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。
- 一 災害その他の事由により第六条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。
 - 二 工事その他テストフィールドの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(使用の承認の取消しの手続)

第十一条 管理業務の実施者は、前条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用の取りやめ)

第十二条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を管理業務の実施者に届け出なければならない。

(使用料)

第十三条 使用者は、別表に定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、機構が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の免除)

第十四条 機構は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の免除の手続)

第十五条 前条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、承認申請書の提出の際又は変更承認申請書の提出の際、併せて公益上必要である理由を記載した書面を管理業務の実施者を經由して機構に提出しなければならない。

2 機構は、使用料の免除をするときは、使用者に対し、その旨を通知するものとする。

(使用料不返還の原則)

第十六条 既に支払った使用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額を返還することができる。

- 一 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったとき 使用料の全額
- 二 使用日の五日前までに、第十二条の規定による届出があったとき 使用料の五割に相当する額

(使用料の返還及びその手続)

第十七条 前条の規定による使用料の返還を受けようとする者は、管理業務の実施者が指定する福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書を管理業務の実施者を經由して機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の申請書の提出があったときは、使用料の返還の可否及び返還の額を決定し、その旨を福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書により通知するものとする。

(使用計画等の事前協議)

第十八条 使用者は、管理業務の実施者と使用開始日の前日までに施設等の使用計画及びその他必要な事項について、協議を行わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第二十条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第十条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。）は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第二十一条 テストフィールドを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと（管理業務の実施者の許可を受けた場合を除く。）。
- 三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。

四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、管理上管理業務の実施者が指示する事項

(入場の規制等)

第二十二條 管理業務の実施者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場若しくは退去を命ずることができる。

一 前条の規定に違反した者

二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれのある者

三 場内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(委任)

第二十三條 この約款に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他必要な事項は、機構が別に定める。

別表（第4条、第13条関係）

一 施設関係

1 基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
研究棟	カンファレンスホール	午前	14,100円
		午後	14,100円
		夜間 (一時間につき)	4,300円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	カンファレンスホール(ホワイエを含む)	午前	19,000円
		午後	19,000円
		夜間 (一時間につき)	5,700円
		超過時間 (一時間につき)	6,200円
	会議室1	午前	5,600円
		午後	5,600円
		夜間 (一時間につき)	1,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	会議室2	午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間 (一時間につき)	1,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	会議室3	午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間 (一時間につき)	1,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	101号室 (研究室兼開発実験室)	午前	4,800円
		午後	4,800円
		夜間	5,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,600円
一月につき		78,700円	
102号室	午前	4,700円	
	午後	4,700円	

(研究室兼開発実験室)	夜間	5,700円
	超過時間 (一時間につき)	1,600円
	一月につき	77,900円
201号室 (研究室兼会議室)	午前	5,500円
	午後	5,500円
	夜間	6,600円
	超過時間 (一時間につき)	1,800円
	一月につき	91,300円
202号室 (研究室兼会議室)	午前	5,500円
	午後	5,500円
	夜間	6,600円
	超過時間 (一時間につき)	1,800円
	一月につき	93,300円
203号室 (研究室兼会議室)	午前	5,300円
	午後	5,300円
	夜間	6,400円
	超過時間 (一時間につき)	1,800円
	一月につき	94,600円
204号室 (研究室兼会議室)	午前	5,200円
	午後	5,200円
	夜間	6,200円
	超過時間 (一時間につき)	1,700円
	一月につき	91,400円
屋内試験場	午前	50,300円
	午後	50,300円
	夜間	60,400円
	超過時間 (一時間につき)	16,400円
屋内試験場 (片面利用の場合)	午前	26,400円
	午後	26,400円
	夜間	31,700円
	超過時間 (一時間につき)	8,600円
保管庫	全日につき	9,300円
保管庫(片面利用の場合)	全日につき	5,900円
研究室1	一月につき	109,100円

研究室 2	一月につき	105,700円	
研究室 3	一月につき	108,700円	
研究室 4	一月につき	108,600円	
研究室 5	一月につき	108,700円	
研究室 6	一月につき	111,500円	
研究室 7	一月につき	105,900円	
研究室 8	一月につき	108,600円	
研究室 9	一月につき	108,700円	
研究室 10	一月につき	110,500円	
研究室 11	一月につき	72,500円	
研究室 12	一月につき	62,300円	
研究室 13	一月につき	62,300円	
研究室 14	一月につき	62,300円	
研究室 15	一月につき	62,300円	
研究室 16	一月につき	74,800円	
貸出倉庫 1	一月につき	59,500円	
貸出倉庫 2	一月につき	59,900円	
貸出倉庫 3	一月につき	58,300円	
貸出倉庫 4	一月につき	59,500円	
貸出倉庫 5	一月につき	59,900円	
貸出倉庫 6	一月につき	58,300円	
貸出倉庫 7	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 8	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 9	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 10	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 11	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 12	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 13	一月につき	21,400円	
貸出倉庫 14	一月につき	21,400円	
シャワー室	一回につき	200円	
滑走路（南相馬）	滑走路（南相馬）	午前	24,200円
		午後	24,200円
		夜間	29,100円
		夜間 （一時間につき）	7,300円
		超過時間 （一時間につき）	7,900円
		午前・午後 （一時間につき）	6,100円
		滑走路附属格納庫（南相馬） （計測室）	午前
		午後	6,400円
		夜間	7,600円

		超過勤務 (一時間につき)	2, 100円	
滑走路附属格納庫(南相馬) (簡易整備室)		午前	6, 400円	
		午後	6, 400円	
		夜間	7, 700円	
		超過勤務 (一時間につき)	2, 100円	
滑走路附属格納庫(南相馬) (格納庫)		午前	18, 500円	
		午後	18, 500円	
		夜間	22, 200円	
		超過勤務 (一時間につき)	6, 000円	
滑走路附属格納庫(南相馬) (格納庫(半面利用の場合))		午前	10, 500円	
		午後	10, 500円	
		夜間	12, 600円	
		超過勤務 (一時間につき)	3, 400円	
滑走路(浪江)	滑走路(浪江)	午前	18, 300円	
		午後	18, 300円	
		夜間	22, 000円	
		夜間 (一時間につき)	5, 500円	
		超過時間 (一時間につき)	6, 000円	
		午前・午後 (一時間につき)	4, 600円	
	滑走路附属格納庫(浪江) (計測室)		午前	6, 500円
			午後	6, 500円
			夜間	7, 800円
			超過勤務 (一時間につき)	2, 200円
	滑走路附属格納庫(浪江) (簡易整備室)		午前	6, 600円
			午後	6, 600円
			夜間	7, 900円
		超過勤務 (一時間につき)	2, 200円	
滑走路附属格納庫(浪江) (格納庫)		午前	19, 500円	
		午後	19, 500円	
		夜間	23, 400円	
		超過勤務 (一時間につき)	6, 400円	
		午前	11, 000円	

	滑走路附属格納庫（浪江） （格納庫（片面利用の場合））	午後	11,000円
		夜間	13,200円
		超過勤務 （一時間につき）	3,600円
通信塔	通信塔	午前	21,900円
		午後	21,900円
		夜間	26,300円
		超過時間 （一時間につき）	7,100円
	通信塔（持込機器の設置）	午前	3,300円
		午後	3,300円
		夜間	3,900円
		超過時間 （一時間につき）	1,100円
緩衝ネット付飛行場	緩衝ネット付飛行場	午前	55,600円
		午後	55,600円
		夜間	66,700円
		超過時間 （一時間につき）	18,100円
	緩衝ネット付飛行場（片面利用の場合）	午前	29,100円
		午後	29,100円
		夜間	34,900円
		超過時間 （一時間につき）	9,500円
	緩衝ネット付飛行場（1/3利用の場合）	午前	20,200円
		午後	20,200円
		夜間	24,200円
		超過時間 （一時間につき）	6,600円
ヘリポート	午前	6,300円	
	午後	6,300円	
	夜間	7,500円	
	超過時間 （一時間につき）	2,100円	
連続稼働耐久試験棟	午前	13,100円	
	午後	13,100円	
	夜間	15,700円	
	超過時間 （一時間につき）	4,300円	
風洞棟	午前	185,000円	
	午後	185,000円	

		夜間	222,000円
		超過時間 (一時間につき)	60,200円
試験用橋梁		午前	29,700円
		午後	29,700円
		夜間	35,600円
		超過時間 (一時間につき)	9,700円
試験用トンネル		午前	26,400円
		午後	26,400円
		夜間	31,700円
		超過時間 (一時間につき)	8,600円
試験用プラン ト	1階	午前	14,100円
		午後	14,100円
		夜間	16,900円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	2階	午前	13,900円
		午後	13,900円
		夜間	16,700円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	3階	午前	10,900円
		午後	10,900円
		夜間	13,100円
		超過時間 (一時間につき)	3,600円
	4階	午前	10,200円
		午後	10,200円
		夜間	12,300円
		超過時間 (一時間につき)	3,400円
	5階及び6階	午前	16,800円
		午後	16,800円
		夜間	20,200円
		超過時間 (一時間につき)	5,500円
市街地フィー ルド	市街地フィー ルド	午前	30,500円
		午後	30,500円
		夜間	36,500円
		超過時間	9,900円

		(一時間につき)	
ビルA	午前		9,500円
	午後		9,500円
	夜間		11,400円
	超過時間 (一時間につき)		3,100円
住宅A	午前		5,800円
	午後		5,800円
	夜間		7,000円
	超過時間 (一時間につき)		1,900円
住宅B	午前		6,000円
	午後		6,000円
	夜間		7,200円
	超過時間 (一時間につき)		2,000円
ガレージ1 (ビル型)	全日につき		9,900円
	一月につき		224,700円
ガレージ2 (住宅型)	全日につき		7,800円
	一月につき		160,800円
ガレージ3 (住宅型)	全日につき		7,200円
	一月につき		142,700円
ガレージ4	全日につき		5,700円
	一月につき		99,200円
道路	午前		15,800円
	午後		15,800円
	夜間		18,900円
	超過時間 (一時間につき)		5,200円
瓦礫	午前		3,500円
	午後		3,500円
	夜間		4,200円
	超過時間 (一時間につき)		1,200円
瓦礫・土砂崩 落フィールド	瓦礫・土砂崩 落フィールド (土砂・倒木、 瓦礫、陥没・亀 裂、土砂傾斜、 泥濘地、周回 路)	午前	21,000円
		午後	21,000円
		夜間	25,100円
		超過時間 (一時間につき)	6,800円
		午前	3,600円

	瓦礫・土砂崩落フィールド (土砂・倒木)	午後	3,600円
		夜間	4,300円
		超過時間 (一時間につき)	1,200円
	瓦礫・土砂崩落フィールド (瓦礫)	午前	3,000円
		午後	3,000円
		夜間	3,600円
		超過時間 (一時間につき)	1,000円
	瓦礫・土砂崩落フィールド (陥没・亀裂)	午前	3,900円
		午後	3,900円
		夜間	4,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,300円
	瓦礫・土砂崩落フィールド (土砂傾斜)	午前	13,900円
		午後	13,900円
		夜間	16,700円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	瓦礫・土砂崩落フィールド (泥濘地)	午前	3,700円
		午後	3,700円
		夜間	4,400円
		超過時間 (一時間につき)	1,200円
	瓦礫・土砂崩落フィールド (周回路)	午前	5,100円
午後		5,100円	
夜間		6,200円	
超過時間 (一時間につき)		1,700円	
水没市街地フィールド	水没市街地フィールド	午前	14,900円
		午後	14,900円
		夜間	17,800円
		超過時間 (一時間につき)	4,900円
	水没市街地フィールド(建物除く)	午前	11,000円
		午後	11,000円
		夜間	13,200円
		超過時間 (一時間につき)	3,600円
屋内水槽試験棟	大水槽	午前	72,100円
		午後	72,100円
		夜間	86,500円

	超過時間 (一時間につき)	23,500円	
小水槽	午前	11,000円	
	午後	11,000円	
	夜間	13,200円	
	超過時間 (一時間につき)	3,600円	
小水槽(濁度 試験を行う場 合)	午前	28,000円	
	午後	28,000円	
	夜間	33,600円	
	超過時間 (一時間につき)	9,100円	
クレーン	一時間につき	1,300円	
水槽計測室	午前	3,000円	
	午後	3,000円	
	夜間	3,500円	
	超過時間 (一時間につき)	1,000円	
試験準備棟	試験準備棟整 備室	午前	7,000円
		午後	7,000円
		夜間	8,400円
		超過時間 (一時間につき)	2,300円
	試験準備棟準 備室1	午前	5,700円
		午後	5,700円
		夜間	6,800円
		超過時間 (一時間につき)	1,900円
	試験準備棟準 備室2	午前	7,500円
		午後	7,500円
		夜間	9,000円
		超過時間 (一時間につき)	2,500円
	屋外試験準備 場	午前	4,300円
		午後	4,300円
		夜間	5,200円
		超過時間 (一時間につき)	1,400円
簡易計測室A	午前	6,100円	
	午後	6,100円	
	夜間	7,300円	
	超過時間	2,000円	

	(一時間につき)	
簡易計測室 B	午前	6,900円
	午後	6,900円
	夜間	8,300円
	超過時間 (一時間につき)	2,300円

2 特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

二 附属設備関係

附属設備の別		使用単位	金額
研究棟附属設備	マシニングセンサ	一式一時間	12,960円
	NCフライス盤	一式一時間	2,130円
	半自動旋盤	一式一時間	1,110円
	ボール盤	一式一時間	140円
	コンターマシン	一式一時間	180円
	高速切断機	一式一時間	420円
	シャーリングマシン	一式一時間	1,850円
	切削動力計	一式一時間	1,510円
	両頭グラインダ	一式一時間	110円
	ベルトグラインダ	一式一時間	110円
	3Dプリンタ①	一式一時間	920円
	3Dプリンタ②	一式一時間	1,780円
	3Dプリンタ①造形樹脂	10グラム	60円
	3Dプリンタ②造形樹脂	10グラム	830円
LMD金属3Dプリンタ	一式一時間	11,620円	

金属3Dプリンタ用材料 (SUS316L)	10グラム	220円
金属3Dプリンタ用材料 (SKH51)	10グラム	660円
金属3Dプリンタ用材料 (インコネル718)	10グラム	660円
精密平面研削盤	一式一時間	1,120円
走査型電子顕微鏡	一式一時間	4,460円
測定顕微鏡	一式一時間	980円
フーリエ変換赤外分光分析システム	一式一時間	1,190円
エネルギー分散型蛍光X線分析装置	一式一時間	1,960円
実体顕微鏡	一式一時間	140円
FFTアナライザ	一式一時間	770円
オシロスコープ	一式一時間	1,040円
データロガー	一式一時間	200円
レーダー評価装置	一式一時間	4,140円
直流安定化電源(18ボルト仕様)	一式一時間	130円
直流安定化電源(60ボルト仕様)	一式一時間	140円
交流安定化電源(単相仕様)	一式一時間	190円
デジタルマルチメーター	一式一時間	260円
インピーダンスアナライザ	一式一時間	850円

フィールド試験システム	一式一時間	3,160円
ネットワークアナライザ	一式一時間	2,000円
任意波形発生装置	一式一時間	240円
シングルアナライザ	一式一時間	3,350円
デジタルマイクロスコープ	一式一時間	1,950円
X線CT装置	一式一時間	14,450円
CNC三次元測定機	一式一時間	7,680円
表面粗さ・輪郭形状測定機	一式一時間	1,070円
非接触三次元デジタイザ	一式一時間	2,690円
工作機精度評価システム	一式一時間	410円
スパッタリング装置	一式一時間	400円
試料研磨装置	一式一時間	940円
ビッカース硬度計	一式一時間	530円
ロックウェル硬度計	一式一時間	420円
万能材料試験機	一式一時間	2,320円
電波暗室	一式一時間	9,040円
三次元放射パターン測定システム	一式一時間	7,270円
TRP、TIS測定システム	一式一時間	8,940円
GNSS受信系感度評価システム	一式一時間	2,750円
マルチパスフェージング評価システム	一式一時間	5,370円
放射EMI計測システム	一式一時間	4,170円

	放射イミュニ ティ試験シス テム	一式一時間	8,800円
	耐圧試験装置	一式一時間	4,490円
	塵埃試験装置	一式一時間	3,280円
	恒温恒湿槽	一式一時間	380円
	減圧恒温恒湿 槽	一式一時間	2,180円
	熱衝撃試験機	一式一時間	770円
	高度加速寿命 試験機	一式一時間	300円
	乾燥炉	一式一時間	140円
	二軸切替振動 試験機	一式一時間	4,450円
	単軸振動試験 機	一式一時間	4,310円
	恒温恒湿槽 (複合試験 用)	一式一時間	1,690円
	防水試験装置	一式一時間	2,520円
	降雨・霧雨試 験装置	一式一時間	2,780円
	耐風試験装置	一式一時間	240円
通信塔附属設 備	空域監視装置	一式一回	9,000円
		超過時間 (一時間につき)	2,260円
	気象観測装置	一式一回	14,900円
		超過時間 (一時間につき)	3,730円
緩衝ネット付 飛行場附属設 備	無人航空機落 下受止試験装 置	一式一回	24,200円
		超過時間 (一時間につき)	6,040円
風洞棟附属設 備	ドローンアナ ライザ	一式一回	51,700円
		超過時間 (一時間につき)	12,910円
	赤外線サーモ グラフィ	一式一回	1,200円
		超過時間 (一時間につき)	290円
屋内水槽試験 棟附属設備	水流発生装置 (大水槽用)	一式一回	15,100円
		超過時間 (一時間につき)	3,770円
		一式一回	3,200円

	水流発生装置 (小水槽用)	超過時間 (一時間につき)	790円	
	水中モーショ ンキャプチャ ー	一式一回	52,100円	
		超過時間 (一時間につき)	13,020円	
	テストピース	一式一回	5,600円	
		超過時間 (一時間につき)	1,400円	
	音響ソナー	一式一回	17,100円	
		超過時間 (一時間につき)	4,270円	
	試験準備棟附 属設備	発煙模擬装置	一式一回	100円
			超過時間 (一時間につき)	20円
		被災者模擬装 置	一式一回	400円
			超過時間 (一時間につき)	90円
		屋外大型モニ タシステム	一式一回	7,400円
超過時間 (一時間につき)			1,840円	
投光機		一式一回	400円	
		超過時間 (一時間につき)	90円	
発電機		一式一回	400円	
		超過時間 (一時間につき)	90円	
高速度カメラ		一式一回	4,700円	
		超過時間 (一時間につき)	1,170円	
3Dモーショ ンキャプチャ ー		一式一回	5,900円	
		超過時間 (一時間につき)	1,480円	
映像記録シス テム		一式一回	5,000円	
		超過時間 (一時間につき)	1,230円	
貸出テント		一式一回	100円	
		超過時間 (一時間につき)	20円	
トータルステ ーション		一式一回	5,600円	
		超過時間 (一時間につき)	1,400円	

備考

- 1 基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ）。
 - (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
 - (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間
 - (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
 - (4) 全日 午前零時から午後十二時までの時間
 - (5) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間
 - (6) 一回 午前、午後又は夜間のそれぞれ
- 2 特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、テストフィールドの施設を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。
 - (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
 - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 3 特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、テストフィールドの施設を準備するために使用する場合の使用料をいう。
- 4 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。
- 6 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のための使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

【福島ロボットテストフィールド使用承認申請書（第七条関係）】

※受付年月日	年 月 日	※受付番号		※承認番号	
--------	-------	-------	--	-------	--

福島ロボットテストフィールド使用承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド管理業務実施者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名
電話番号

次のとおり福島ロボットテストフィールドを使用したいので申請します。

使用の目的 (催しの名称)					
使用する施設・設備の名称		使用期間			
		年 月 日 時から 時まで			
営利目的の有無		有・無			
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額()円			
入場予定者数		入場者数 (約 人)			
使用 責任 者	所属名				
	役職・氏名				
	電話番号				
その他参考事項					
※使用承認の条件					
※受付者				※使用料合計	円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「入場料徴収の有無」とは、入場料、会費等の名称のいかんを問わず入場の対価としての金銭の徴収の有無をいいます。
- 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
- 設備の使用時間は、実使用時間を記載してください。
- 管理業務の実施者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

【福島ロボットテストフィールド使用承認書（第七条関係）】

福島ロボットテストフィールド使用承認書

		承認年月日	年	月	日	承認番号	
申請者	住所又は所在地						
	氏名又は名称及び代表者の氏名						
	電話番号						

使用の目的 (催しの名称)							
使用する施設・設備の名称		使 用 期 間					
		年 月 日 時から 時まで					
営利目的の有無		有・無					
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額()円					
入場予定者数		入場者数(約 人)					
使用責任者	所 属 名						
	役 職 ・ 氏 名						
	電 話 番 号						
その他参考事項							
使用承認の条件							
使用料合計金額		円					

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり福島ロボットテストフィールドの使用を承認します。

福島ロボットテストフィールド管理業務実施者印

【福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書（第八条関係）】

※受付年月日	年 月 日	※受付番号		※承認番号	
--------	-------	-------	--	-------	--

福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド管理業務実施者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名
電話番号

次のとおり福島ロボットテストフィールドの使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日		承認番号	
使用の目的 (催しの名称)			
使用する施設・設備の名称	使用期間		
	年 月 日 時から 時まで		
営利目的の有無	有・無		
入場料徴収の有無	有・無 入場料の最高額()円		
入場予定者数	入場者数(約 人)		
使用 責任 者	所属名		
	役職・氏名		
	電話番号		
その他参考事項			
※使用承認の条件			
※受付者		※使用料合計	円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 管理業務の実施者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

【福島ロボットテストフィールド使用変更承認書（第八条関係）】

福島ロボットテストフィールド使用変更承認書

		承認年月日	年 月 日	承認番号	
申請者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	電話番号				

使用の目的 (催しの名称)					
使用する施設・設備の名称		使 用 期 間			
		年 月 日 時から 時まで			
営利目的の有無		有・無			
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額()円			
入 場 予 定 者 数		入場者数(約 人)			
使用 責任 者	所 属 名				
	役 職 ・ 氏 名				
	電 話 番 号				
その他参考事項					
使 用 変 更 承 認 の 条 件					
使用料合計金額		円			

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり福島ロボットテストフィールドの使用を承認します。

福島ロボットテストフィールド管理業務実施者印

【福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書（第十七条関係）】

※受付年月日	年 月 日	※受付番号		※承認番号	
--------	-------	-------	--	-------	--

福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書

年 月 日

福島国際研究教育機構 理事長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名
電話番号

次のとおり福島ロボットテストフィールドの使用料の返還を申請します。

使用承認年月日		承認番号	
使用する施設・設備名			
使用の目的 (催しの名称)			
返還申請理由			
支払済使用料	円	使用料支払年月日	
返還金振込先	金融機関名 預金種別 口座名義人 カナ	支店名 口座番号	
使用料	返還の根拠	返還率	返還金額
※ 円	※	※	※ 円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。

【福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書（第十七条関係）】

福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書

		承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	電話番号				

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用する施設・設備名			
使用の目的 (催しの名称)			
決定内容	返還の理由		
	返還額	円	

年 月 日付けで申請のありました福島ロボットテストフィールド使用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島国際研究教育機構 理事長 印